

後見制度について（11） ～任意後見制度④～

任意後見制度を身近に感じていただくために、64歳女性 A 子さんを主人公にした事例の3回目をお話します。

外出先でクモ膜下出血により倒れてしまった A 子さんは、未婚で子どももなく、両親は既に亡くなり、兄弟姉妹もいなければ甥姪もいません。

A 子さんが、事前に何の備えもしていなかったとしたら、法定後見制度を利用しなければならず、A 子さんの四親等以内の親族、この場合だと原則として、疎遠になっているいところに申立人なってもらう必要があります。



しかし A 子さんは、母親が亡くなった後、OAG ライフサポートとの間でフルパック契約を締結し、その中に任意後見契約が含まれていたため、疎遠になっている親族に手間暇をかける必要はありません。任意後見契約の受任者である OAG ライフサポートが、A 子さんの任意後見人となるために、申立人となって管轄の家庭裁判所に申立てをすることになります。

その際、まず、A 子さんの判断力が不十分な状況になっていることを示すための診断書を、担当医師に記載してもらいます。同時に、A 子さんの現在の生活、療養、介護の状況について「本人情報シート」という所定の様式で、普段の療養介護を担当している人（A 子さんの場合は、病院の医療相談員又は看護師）に記載してもらいます。

その他、A 子さんの戸籍謄本や住民票等の取得が必要となりますが、A 子さんの病状ではご自身で取得することもできないし、取得することを委任することもできません。しかし、OAG ライフサポートが、A 子さんの任意後見契約の効力を発生させる手続きのために家庭裁判所に提出する必要があることを上申することで、A 子さん本人からの委任がなくても、任意後見受任者という立場で OAG ライフサポートが、A 子さんに関する公的書類を取得することが可能です。

また、申立て時点で判明している A 子さんの財産状況と収支状況について、家庭裁判所に申し出なければなりません。それ以外にも、A 子さんの親族関係についての申出書や、任意後見人となる OAG ライフサポートの情報や公的書類、そして申立てに至った経緯などを記載した書類などをすべて揃えて、家庭裁判所に提出することとなります。

家庭裁判所が申立てを受理した後は、調査官が本人との面接を行います。後見の申立ての場合、本人が裁判所に行くことが出来ないことも多いので、調査官が本人の過ごしている場所まで面接に来てくれることがほとんどです。

この調査官による本人面談の他に、任意後見受任者である OAG ライフサポートの面談も行われます。今回は、家庭裁判所の調査官は、通常、本人面談でどんなことを聞くのか、発語が出来ない A 子さんの場合はどうなのか、といったことについてお伝えいたします。

つづく